

1 第2条1号ハ関係

(意見)

「利用料（居室使用料及び共益費を除く。）を受領してサービスを提供していること（サービスを提供する事業者が人的関係、資本関係等において当該施設と密接な関係を有する場合を含む。）。」を削除する。

(理由)

- (1) 無料低額宿泊所は、「生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業」（社会福祉法第2条3項8号）という第二種社会福祉事業であり、サービスを提供することはできない。
- (2) 仮に、サービスを提供するということであれば、それは「生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設を経営する事業」（同法2条2項1号）という第一種社会福祉事業となる。
- (3) 今次改正により、「市町村及び社会福祉法人以外の者」も「住居の用に供するための施設（社会福祉住居施設）を設置して」第二種社会福祉事業を行うことができることになったので、無料低額宿泊所も社会福祉住居施設において「生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常の生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業」（同法2条3項1号）を行うことができるようになった。
- (4) この点に関し、看過されてはならないのは、法2条3項1号の事業は、「生活必需品もしくはこれに要する金銭」を「与え」る事業又は「生活に関する相談に応ずる事業」であり、金品もしくはサービス提供に対する対価を受け取ることは想定されておらず、許されないということである。
- (5) したがって、「社会福祉住居施設」の「最低基準」を定める場合には、「金品もしくはサービス提供に対する対価を受け取ることは許されない」ことを明確にする必要がある。
- (6) ところが本省令案では、逆に、利用料を受領してサービスを提供する施設を無料低額宿泊所の範囲に含めている。これでは、法で認められていない違法な無料低額宿泊所を省令で適法化するに等しく、許されない。

2 第3条3項関係

(意見)

- ① 「基本的に一時的な居住の場であることに鑑み」という文言は堅持する。
- ② 「独立して日常生活を営むことができる」の後に「（介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等に基づいて提供されるサービスを利用して独立して日常生活を営むことができる場合も含む）」を挿入する。

(理由)

①について

無料低額宿泊所が一時的な居住の場であることは、これまで当然の前提とされており、厚生労働省の通知等でもその指摘がなされていたが、法令においては規定されていなかった。よって、この原則を成文化したことには大きな意義があるので、堅持されたい。

②について

- (1) 現在、無料低額宿泊所を利用している人の中には、介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等に基づいて提供されるサービスを利用しながらアパート等で独居生活が可能の人が多数存在する。成年後見制度を活用することも有効である。住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律及び同施行規則では、高齢者・障害者、生活困窮者等、住宅確保が困難と思われる者への賃貸住宅の供給を促進すべきとしており、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律もグループホーム等から居宅へ移行する際の支援を強化するための改正がなされている。よって、多少の困難がある人でも、他法他施策を用いて、単身で居宅で生活することは可能である。
- (2) 「独立して日常生活を営むことができる」という文言だけであると、そうした福祉サービスを利用せず、自力のみで生活できる場合を想定しているような誤解を招きかねない。よって、福祉サービスを利用しながら居宅生活ができる人も、速やかに無料低額宿泊所から賃貸住宅等へ移るべきであり、またそれは可能なことなので、その点を明確にすべきである。

3 第6条1項関係

(意見)

「社会福祉事業等に2年以上従事した者」のうち「等」を削除するとともに、「これらと同等以上の能力を有すると認められる者」を削除する。

(理由)

- (1) 「社会福祉事業等」の「等」の内容が明確でなく、無限定に拡大される恐れがある。
- (2) 「これらと同等以上の能力を有する」かどうかの判定は困難かつ曖昧であり、無限定に拡大されるおそれがある。
- (3) よって、無料低額宿泊所の施設長は、有資格者または実務経験者に限定すべきである。

3 第7条1項4号関係

(意見)

4号のうち「及び利用料その他の費用の額」を削除する。

(理由)

1に同じ(利用料を受領してサービスを提供すべきではない)

4 第9条2項1号関係

(意見)

1号で定めるサービスについては、利用料を受領するものではないことを明記する

(理由)

1に同じ(利用料を受領してサービスを提供すべきではない)

5 第12条6項ハ号関係

(意見)

「ただし、地域の事情によりこれにより難しい場合にあっては、4.95平方メートル以上とすること」を削除する。

(理由)

- (1) 住生活基本法に基づいて2016年3月18日に定められた住生活基本計画によれば、単身者の最低居住面積水準は25平方メートルである。これと比較すると、無料低額宿泊所の基準は著しく低い。
- (2) 無料低額宿泊所が一時的な居住の場であり、速やかに居宅(賃貸住宅等)または他の施設(グループホーム、特別養護老人ホーム等)に移ることを前提とした施設であることからすれば、上記基準に満たないのはやむを得ないが、それでも7.43平方メートル(四畳半)が下限である。4.95平方メートル(三畳)は狭すぎる。

6 14条関係

(意見)

- ①「当該サービスの内容及び費用」とあるうち「及び費用」を削除する
- ② 利用に関する規定は堅持する。

(理由)

①について

1に同じ(利用料を受領してサービスを提供すべきではない)

②について

契約期間を1年と限定すること、更新する際も不当に長期の契約にならないようにすること、利用者から解約を申し入れた時は速やかに契約を終了すべきこと等は、これまで法令による規定がなかったので、今回、省令に定められることは極めて正当であり、堅持されたい。

7 16条関係

(意見)

1項のうち、1号、5号、6号、7号を削除する。

2項のうち、1号、5号、6号、7号を削除する。

(理由)

1に同じ（利用料を受領してサービスを提供すべきではない）

食事は、自分で調達することが困難な人は外部の配食サービス等を利用すればよく、施設が利用料を受領する必要はない。

8 17条関係

(意見)

サービス提供にあたっては利用料を受領しないことを明記すべきである。

(理由)

1に同じ（利用料を受領してサービスを提供すべきではない）

9 18条関係

(意見)

18条は削除すべきである。

(理由)

1及び7に同じ（利用料を受領してサービスを提供すべきではない）

10 19条関係

(意見)

① 利用料を受領しないことを明記すべきである。

② 「ただし、やむを得ない事情があるときは、あらかじめ、当該入居者に対し当該事情の説明を行うことにより、一週間に三回以上の頻度とすることができる。」を削除す

る。

(理由)

①について

1に同じ(利用料を受領してサービスを提供すべきではない)

②について

- (1) 近時の夏の暑さは異常であり、真夏にも1週間に3回しか入浴できないとなると、衛生上及び健康上、多大な支障が生じると思われる。
- (2) やむを得ない事情とはどういう事情か想定できないが、契約期間すべてにわたって週3回の入浴しかできないような施設利用を許容すべきではない。

11 20条関係

(意見)

利用料を受領しないことを明記すべきである。

(理由)

1に同じ(利用料を受領してサービスを提供すべきではない)

12 26条関係

(意見)

26条を削除し、入居者の金銭管理を施設が行ってはならない旨を定める。

(理由)

- (1) 1に同じ(利用料を受領してサービスを提供すべきではない)
- (2) 特に、施設に入所している人の金銭を施設が管理することは、潜在的に利益相反であり、「囲い込み」につながるおそれがあることから、すべきではない。
- (3) 金銭管理に支障がある入居者は、成年後見制度や社会福祉協議会の日常生活自立支援事業を活用することが可能である。施設が金銭管理までする必要はないし、相当でもない。
- (4) 本人の希望があればよいと言われるかもしれないが、無料低額宿泊所の利用者は、ほかに行くところがなく選択肢がない。そうした状況の中で、施設からこういうサービスもあると勧められれば拒絶するのは困難であり、それが本人の真意に基づく希望といえるのかどうか判定するのは困難である。高齢者施設でも、お金を預かってほしいと言われる利用者はいるが、施設は「それはできないルールになっている」と説明し、成年後見制度の利用等につなげているのが実態である。無料低額宿泊所でそれができない理由はない。

- (5) よって、「無料低額宿泊所の設備、運営等に関する指針」（平成15年7月作成、平成27年4月改正。以下「ガイドライン」という。）においては施設が入居者の金銭管理をすることを容認しているが、それは禁止であることを明確にするために、26条を削除した上で、入居者の金銭管理を施設が行ってはならない旨の規定を設けるべきである。

13 附則3条関係

(意見)

附則3条を削除する。

(理由)

- (1) 一時的な居住の場であることに鑑み、多少の狭さはやむを得ないものの、7.43平方メートル（四畳半）が下限であり、4.95平方メートル（三畳）は狭すぎる。さらに3.3平方メートル（二畳）の空間は居室として許容できない。
- (2) この附則は、ガイドラインが平成27年4月に改正された際、原則7.43平方メートル（例外4.95平方メートル）という床面積の基準に満たない施設は、段階的、計画的に基準を満たすよう整備することとされたという内容を踏襲するものと思われる。
- (3) しかし、平成27年に「段階的、計画的に基準を満たすよう」と言われてからすでに4年以上が経過している。現時点においてもなお、段階的、計画的に基準を満たすことができていない施設が、この先、基準を満たせるという展望はない。
- (4) まして、附則3条1項6号には、「段階的かつ計画的に第12条第6号第1号ハに規定する基準を満たすよう必要な改善を行うこと」とガイドラインの文言を踏襲しているのみであって、期限が定められていない。よって、永続的に3.3平方メートルの居住空間を容認するにも等しい規定となっている。
- (5) 物理的に改修が困難だという事情はあるにせよ、それを理由に永久に最低基準を緩めるのであれば、何のための規制かわからないことになる。もう十分に、物理的に改修が困難という実情には配慮したと思われるので、この附則3条はもはや不要であり、削除すべきである。

以上